

せい かつ ほ ご 生 活 保 護 の し お り



このしおりは、せい かつ ほ ご生活保護についてせつめい説明したものです。

ないよう内容をよく確認し、かくにん大切に保管してください。

か しば し ふく し じ む しよ
香 芝 市 福 祉 事 務 所

か しば し やく しよ けんこう ふく し ぶ せい かつ し えん か
(香芝市役所 健康福祉部 生活支援課)

〒639-0251

な ら けん か しば し おう さ かい ち ょう め ぼん ち
奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1

でん わ ばん ごう
電話番号 0745-43-5350

※窓口対応時間は、まどぐちたいおうじかん、げつようびからきんようびまでのごぜん午前8：40からごご午後5：00まで
です。にちようび、どようび、こくみん しゅくじつ かん ほうりつ しょうわ ねんほうりつだい
(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第17
8号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日は、
ぎょうむ おこなな
業務を行っていません。)

れいわ ねん がつかいてい
令和8年9月改定

【目次】

1	生活保護とは	2 ページ
2	生活保護の原理及び原則	2 ページ
3	生活保護の要件	4 ページ
4	生活保護の種類	6 ページ
5	生活保護費の仕組み	7 ページ
6	生活保護の相談から決定について	9 ページ
7	生活保護を受ける方に守っていただくこと	9 ページ
8	病気又はけがをした場合又は介護が必要となった場合	1 3 ページ
9	ケースワーカーとは	1 4 ページ
1 0	民生委員とは	1 4 ページ
1 1	個人情報について	1 5 ページ
1 2	生活保護費の支給	1 5 ページ
1 3	生活保護費の返還について	1 5 ページ
1 4	減免を受けられるもの	1 6 ページ

1 生活保護とは

わたしたちの一生の間には、病気、けが、事故、主たる生計維持者の死亡等、様々な事情で生活に困ることがあります。

生活保護は、日本国憲法第25条に定める「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」という理念を具体化した、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」といいます。）の規定に基づく制度です。

生活に困窮している人に対して最低限度の生活を保障するとともに、その人が自立した生活を送ることができるよう、必要な経済的援助を行い、日常生活及び社会生活における自立に向けた支援を行います。

また、生活保護を受ける人には、自らの生活の維持及び向上のために、能力、資産等を活用し、できる限りの努力をすることが求められます。

2 生活保護の原理及び原則

生活保護制度は、次のような原理及び原則によって行われます。

(1) 無差別平等の原理（法第2条）

生活に困った場合は、その原因が何であろうと、生活保護の要件に当てはまるときは、平等に保護を受けることができます。

(2) 最低生活の原理（法第3条）

法で保障される生活水準は、健康で文化的な最低限度の生活を維持できる程度に行われます。

(3) 保護の補足性の原理（法第4条）

生活保護は、生活に困窮する者が、生活に直接必要のない資産（預貯金、証券、株券、生命保険、土地、家、自動車、貴金属等）、年金、手当、健康保険、雇用保険、労災保険、他制度による給付、自分たちの働く能力等を、最低限度の生活の維持のために活用することを要件に行われます。

(4) 申請保護の原則（法第7条）

生活保護は、原則として本人等からの申請により行われます。ただし、保護を必要とする方が生死に関わるような緊急の状況にある場合は、福祉事務所長の判断で本人等からの申請がなくても保護を行うことができます。

(5) 基準および程度の原則（法第8条）

生活保護は、その世帯の構成、年齢、居住地等を国の定める基準に照らし、世帯の収入、貯え、資産等を活用しても、国が定める基準を満たすことができない場合は、その不足分が補われます。

(6) 必要即応の原則（法第9条）

生活保護は、世帯の事情に合わせ、最低限度の生活の維持のため、必要に応じて適切な形で行われます。

(7) 世帯単位の原則（法第10条）

生活保護は、世帯全体を対象として生活保護が必要かどうかを決定しています。世帯のうち、一人だけが生活保護を受けることはできません。

3 生活保護の要件

生活保護は、能力に応じて就労し、利用できる資産や他の制度による給付等、活用できるものを活用してもなお、最低限度の生活を維持することができない場合に適用される制度です。

生活保護の申請は、本人に申請する意思があれば、どなたでも行うことができます。ただし、世帯単位での申請が原則となりますので、世帯員全員が次に掲げる事項を活用してもなお、生活に困窮する場合に保護の対象となります。

また、暴力団員については、生活保護の要件を満たさないものとして、申請を却下する等厳正に対応します。

(1) 能力の活用

働ける人は、自分の能力に応じて働いてください。

(2) 資産の活用

土地、家屋、預貯金、有価証券、生命保険、貴金属等の資産をお持ちの場合は、原則として、その資産を活用し、又は処分し、生活費に充てていただきます。

居住用の土地及び家屋については、保有が認められる場合がありますが、処分価値が高い場合には、売却して生活費に充てていただくことがあります。また、特別な事情がある場合には、生命保険、学資保険等の保有が認められることもありますので、事前に相談してください。

なお、自動車については、保有及び使用（他人名義を含む。）とも原則認められません。ただし、特別な事情がある場合には、保有が認められること

もありますので、^{じ ぜん そうだん}事前に相談してください。

(3) ^{ふようぎむしや えんじょ}扶養義務者からの援助

^{ふようぎむしや おや こ きょうだいしまいとう はな あ かのう はんい}扶養義務者（親、子ども、兄弟姉妹等）とよく話し合い、可能な範囲で
^{えんじょ う つと}援助を受けられるよう努めてください。

なお、^{ふようぎむしや}扶養義務者がいることだけを理由として、^{りゆう}生活保護を受けられない
わけではありません。

(4) ^{ほか せいど かつよう}他の制度の活用

^{ねんきん かくしゅてあて ほけんきゅうふとう た ほうりつまた せいど う えん}年金、各種手当、保険給付等、他の法律又は制度によって受けられる援
^{じょ ばあい りよう せいど かくにん かのう かぎ う}助がある場合は、利用できる制度を確認し、可能な限り受けてください。



4 生活保護の種類

生活保護を申請されると、国が定める基準（保護基準）に基づき、世帯の人数、年齢等から、世帯に必要な最低生活費を計算します。その上で、世帯の収入と最低生活費を比較し、収入が最低生活費に満たない場合は、その不足する分が保護費として支給されます。

収入とは、働いて得た収入のほか、仕送り、年金、各種給付等の保護費以外に世帯が得る金銭のことをいいます。

(1) 生活扶助

食料費、衣料費、光熱水費、紙おむつ（医師の意見書要）等の日常生活に必要な費用

(2) 住宅扶助

家賃、地代、賃貸契約更新料、火災保険料、家屋の修理等の費用

(3) 教育扶助

学用品費、給食費、課外クラブの活動費、入学準備金（制服、ランドセル等の入学準備に必要な費用）等の義務教育を受けるために必要な費用

(4) 介護扶助

介護保険によるサービスを受けるために必要な費用

(5) 医療扶助

病院の診察代、調剤薬局の薬代、眼鏡、装具等の治療材料費、通院に係る交通費（医師の意見書及び公共交通機関を利用した証明書類要）等の病気又はけがの治療に必要な費用（原則保険診療分に限る。）

(6) 出産扶助

しゅっさん ふじょ
出産に必要な費用

(7) 生業扶助

しょうきぼ じぎょう いとな ひよう せいけい い じ やくだ ぎじゅつまた ぎのう み
小規模の事業を営む費用、生計の維持に役立つ技術又は技能を身につけ
るための費用、高校就学に必要な費用費用及び就職するために直接
ひつよう ひふくとう ひよう
必要な被服等の費用

(8) 葬祭扶助

そうさい ふじょ
葬祭に必要な費用

りんじてき ししゅつ じゅよう たいおう さまざま いちじふじょ
このほか、臨時的な支出や需要に対応するため、様々な一時扶助がありま
す。それぞれに支給の要件や限度額がありますので、必要な場合は、事前に
しきゅう ようけん げんどがく ひつよう ばあい じぜん
担当のケースワーカーに相談してください。

じぜん そうだん ししゅつ ばあい じ ご もうしで しきゅう
なお、事前に相談せず支出した場合、事後の申出では支給できないことが
あります。

5 生活保護費の仕組み

せいかつ ほ ご ひ し く
生活保護費は、国が定める世帯の最低生活費と世帯の収入を比較し、
しゅうにゅう さいていせいかつ ひ み ばあい ふそくぶん しきゅう
収入だけでは最低生活費に満たない場合に、その不足分が支給されます
せたい しゅうにゅう さいていせいかつ ひ うわまわ ばあい せいかつ ほ ご りよう
。世帯の収入が最低生活費を上回る場合は、生活保護を利用することが
できません。

せいかつ ほ ご ひ がく せたいいん ねんれい にんずうとう せたい しゅうにゅう やちん がくとう
生活保護費の額は、世帯員の年齢、人数等、世帯の収入、家賃の額等
おう き せたい じょうきよう こと つね いってい
に応じて決まるため、世帯の状況によって異なり、常に一定ではありません。
せん。

◆ 生活保護が受けられる場合

最低生活費（国が基準を設定）	
世帯全体の収入 (就労収入、年金、手当、仕送りなど)	生活保護費

↓
収入が最低生活費を下回るとき

(1) 就労収入に対する控除

○ 基礎控除

就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。

○ 20歳未満者控除

20歳未満の世帯員が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。

○ その他の必要経費

社会保険料、所得税、通勤交通費等の必要経費が控除されます。

(2) 高校生のアルバイト収入について

高校生のアルバイト収入については、授業料の不足分、修学旅行費、クラブ活動費、大学、専門学校等の入学金等の早期の自立に必要な費用に充てるものとして認められる場合、収入として認定しないことがあります。アルバイト収入を申告する際は、対象となるかどうかを確認しますので、事前に相談してください。

6 生活保護の相談から決定について

(1) 相談

現在の生活状況を聞き取りさせていただき、生活保護制度について、説明いたします。

(2) 申請

申請書類一式を記入いただき、別紙＜申請時の必要書類＞を参考に必要書類を持参の上、福祉事務所に申請してください。

(3) 調査

各種調査（金融機関への照会、扶養義務者への扶養照会等）を行います。扶養照会について、特別な事情がある場合は配慮しますので、申し出てください。

また、生活状況等を確認するため、居宅への訪問を実施します。

(4) 決定

申請のあった日から原則として14日以内（調査等に日数を要する場合は30日以内）に、生活保護を受けられるかどうか決定します。

生活保護の決定までに医療機関を受診する必要がある方は、事前に担当のケースワーカーに相談してください。

7 生活保護を受ける方に守っていただくこと

(1) 生活保護を受ける権利

生活保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。

(2) 生活上の義務

- 世帯の中で働くことができる方は、その能力や状況に応じて就労し、収入の確保に努めてください。
- 健康に生活できるよう心掛け、病気又はけがをしている方は、医療機関を受診し、必要な治療を受けてください。自己の判断で治療を中断し、又は転院したりしないでください。
- 支給された生活保護費は、計画的に使用してください。毎月の収入及び支出を自分で適切に管理し、賭けごと、過度の飲酒等による生活費の浪費を避け、生活の維持及び向上に努めてください。家賃の滞納等、生活保護費を本来の目的以外に使用することは、適切ではありませんので、行わないようにしてください。
- 生活保護を利用している間は、原則として借入れは認められていません。生活保護費の範囲内で計画的に生活できるよう努めてください。

(3) 届出の義務

生活保護費は、世帯の構成及び生活状況、他の制度による支援及び給付の状況等を基に決定されます。そのため、生活保護を利用している方には、世帯の状況等に変化があった場合の届出義務があります。

収入の増減、世帯の状況の変更等の変化があった場合は、速やかに届け出てください。届出が遅れた場合、支給された保護費の返還が必要となる場合があります。

なお、収入申告書は収入の有無に関わらず、定期的に提出してく

ださい。

- 収入があった場合及び受け取る金額が変更になった場合

(例)

- ・仕事による収入（給与、ボーナス、謝礼、手当等）
- ・年金、恩給、各種手当、雇用保険等による収入
- ・仕送り、保険金、還付金等による収入
- ・フリマアプリ、インターネット配信等による収入

- 資産を得た場合

(例)

- ・生命保険に加入したとき。
- ・自動車を取得したとき。
- ・不動産を取得したとき。
- ・相続により財産を取得したとき。

- 世帯の構成又は生活状況に変化があった場合

(例)

- ・引越しをしたとき。
- ・入院又は退院をしたとき。
- ・入学又は退学をしたとき。
- ・妊娠又は出産をしたとき。

- 住居の家賃又は地代に変更が生じた場合

- 長期間にわたり自宅を不在にする場合

- 他制度（障害者手帳、自立支援医療、指定難病特定受給者証等

ないよう へんこう ばあいまた あら しゅとく ばあい
) の内容に変更があった場合又は新たに取得した場合

○ こうつう じ こと あ ばあい
交通事故等に遭われた場合

○ た せいかつじょうきょう へんこう しょう ばあい
その他生活状況に変更が生じた場合

(4) しどうおよ し じ したが ぎ む 指導及び指示に従う義務

せたい せいかつ い じ およ こうじょうなら てきせい せいかつ ほ ご けつてい ひつよう
世帯の生活の維持及び向上並びに適正な生活保護の決定のため、必要

しどうおよ し じ う ばあい したが ぎ む
な指導及び指示を受けた場合は、これに従う義務があります。

つぎ ばあい ふくしじむしょ しどうおよ し じ せいとう りゆう
次のような場合において、福祉事務所からの指導及び指示に正当な理由

したが せいかつ ほ ご う
なく従わないときは、生活保護を受けられなくなることがあります。

せいかつ ほ ご へんこう ていしました はいし
(生活保護の変更、停止又は廃止となることがあります。)

○ はたら のうりょく じょうきょう しゅうろう い し
働く能力や状況があるにもかかわらず、就労する意思がない
ばあい
場合

れい
(例)

びょうきまた ち ゆ あと しゅうろう
・病気又はけがが治癒した後も、就労しようとしなないとき。

こうこう そつぎょう また ちゅうたい あと しゅうろう
・高校を卒業し、又は中退した後も、就労しようとしなないとき。

いくじ かいごとう じじょう かいしょうご しゅうろう
・育児、介護等の事情が解消後も、就労しようとしなないとき。

ほんにん けんこうじょうたいとう こうりょ しゅうにゆう すく はんだん
・本人の健康状態等を考慮し、収入が少ないと判断したとき。

○ じゅきゅう かのう ねんきんとう しんせいてつづき おこな とう かつよう しさん
受給可能な年金等の申請手続を行わない等、活用できる資産を
かつよう ばあい
活用しない場合

○ びょうきまた い し し じ したが ちりょうまた
病気又はけががあるにもかかわらず、医師の指示に従わず、治療又
けんこうかいふく む どりょく ばあい
は健康回復に向けた努力をしない場合

○ せいかく しゅうにゆうがく しんこく ばあい
正確な収入額を申告しない場合

○ たんとう かていほうもん ちょうさ しりょう ていしゅつらいとう
担当のケースワーカーによる家庭訪問、調査、資料の提出依頼等に

きょうりょく ばあい
協 力 しない場合

○ しんせい じゅうしょ けいぞく せいかつ べつ ばしょ せいかつ ばあい
申請した住 所で継続して生活せず、別の場所で生活している場合

8 びょうきまた ばあいまた かいご ひつよう 病 気 又 は け が を し た 場 合 又 は 介 護 が 必 要 と な っ た

ばあい
場 合

いりょうきかん じゅしん また かいごほけん かいご りよう
医 療 機 関 を 受 診 し、又 は 介 護 保 険 に よ る 介 護 サ ー ビ ス を 利 用 す る と き は、
じぜん ふくしじむしょ らいしょ うえ しんせい ひつよう
事 前 に 福 祉 事 務 所 に 来 所 の 上、申 請 が 必 要 と な り ま す。

きゅうびょうとう さき いりょうきかん じゅしん ごじつ すみ ふくし
な お、急 病 等 の と き は、先 に 医 療 機 関 を 受 診 し、後 日、速 や か に 福 祉
じむしょ らいしょ
事 務 所 に 来 所 し て く だ さ い。

げんそく どういつ しょうじょう ふくすう いりょうきかん ちょうふく じゅしん
原 則 と し て、同 一 の 症 状 で、複 数 の 医 療 機 関 を 重 複 し て 受 診 す る こ と
は で き ま せ ん。

にゅういんおよ たいいん ふくしじむしょ れんらく
入 院 及 び 退 院 を し た と き は、福 祉 事 務 所 に 連 絡 し て く だ さ い。



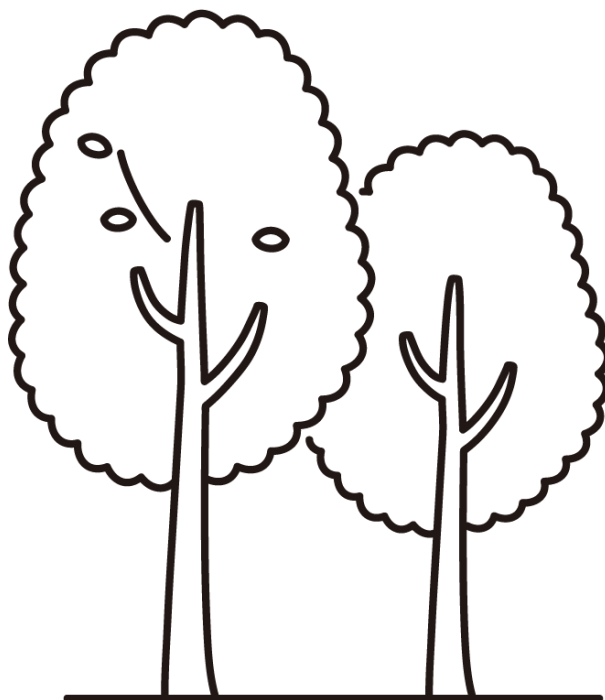
9 ケースワーカーとは

ケースワーカーは、世帯の生活の維持及び向上並びに自立支援のために、定期的な家庭訪問を実施し、必要な質問又は助言を行います。

ケースワーカーは、皆さんの良き相談相手でもありますので、困ったことや分からないことがあれば、遠慮なく相談してください。

10 民生委員とは

福祉事務所と協力関係にある民生委員は、それぞれの地区の困っている方たちの相談に応じ、福祉事務所への橋渡しの役割をしてもらっています。皆さんの身近な相談相手となりますので、安心して相談してください。



1 1 個人情報について

ケースワーカー及び民生委員は、秘密を守る義務があります。皆さんの個人情報^{こじんじょうほう}を他人^{たにん}に漏らすことはありません。ただし、官公庁^{かんこうちょう}、警察等^{けいさつとう}から問合せ^{といあわ}があった場合は、正規^{せいぎ}の手続^{てつづき}を踏んで個人情報^{こじんじょうほう}を提供^{ていきょう}することがあります。

1 2 生活保護費の支給

- (1) 生活保護費^{せいかつ ほ ご ひ}は、原則^{げんそく}として毎月^{まいつき}5日^{にち}（日曜日^{にちようび}、土曜日^{どようび}、国民^{こくみん}の祝^{しゅく}日^{じつ}）に関する法律^{かん ほうりつ}に規定^{きてい}する休日^{きゅうじつ}の場合は、その前日^{ぜんじつ}に支給^{しきゅう}します。
- (2) 生活保護費^{せいかつ ほ ご ひ}として受け取ったお金^{かね}は、課税^{かぜい}され、及び差押え^{およ さしおさ}えられることはありません。
- (3) 決定^{けつてい}した生活保護^{せいかつ ほ ご}の内容^{ないよう}に納得^{なっとく}できない場合は、決定^{けつてい}のあったことを知^しった日^ひの翌日^{よくじつ}から起算^{きさん}して3か月以内に奈良県知事^{げつてい}に対して不服^{ふふく}申し立て^た（審査請求^{しんさせいきゅう}）をすることができます。

1 3 生活保護費の返還について

次のような場合は、支給^{しきゅう}した生活保護費^{せいかつ ほ ご ひ}（医療費^{いりょうひ}を含む^{ふく}）を返^{かえ}していただく必要^{ひつよう}があります。

- (1) 入院^{にゅういん}、施設^{しせつ}への入所^{にゅうしょ}等により、生活^{せいかつ}状^{じょう}況^{きやう}が変^かわった場合^{ばあい}
- (2) 生活保護費^{せいかつ ほ ご ひ}の支給^{しきゅう}後^ごに、収入^{しゅうにゅう}が増^ふえたことが分^わかった場合^{ばあい}

(3) 資産を保有する状態で生活保護を受け、後に資産収入を得た場合

○ 保有している資産を直ぐには処分できず、保護を開始した後に当該資産を処分したとき。

○ 年金、手当等を受けられなかった方が、遡って年金、手当等を受けたとき。

(4) 不正に生活保護を受けた場合

○ 収入があるにもかかわらず、申告していないとき。

○ 虚偽の申告をして、不正に生活保護を受けたとき。

なお、不正に受給した保護費は、全額返還していただきます。また、懲役又は罰金に処せられることがあります。

14 減免を受けられるもの

生活保護を受けた場合、様々な料金、税金等が免除又は減額されることがありますので、各窓口又は担当のケースワーカーに問合せしてください。

(例)

・国民年金保険料

・NHK放送受信料

・個人住民税

・固定資産税